

【前期第7問】

甲は、かねてから警察官から拳銃を奪取することを企てており、平成27年6月8日午後にも警視庁新宿警察署の周辺をふらつきながら拳銃奪取の機会をうかがっていた。

同日午後6時25分ころ、甲は、警視庁巡査A(27歳)が制服姿で拳銃を携帯して警ら中であるのを認め、その拳銃を強取しようとして決意し、JR新宿駅西口方面に向かうA巡査の約10メートルないし5メートル後方から、約400メートルの距離にわたり追従した。そして同日午後6時35分ころ、新宿西口の雑居ビル街の路地(道幅6メートル)にさしかかり、たまたま周囲に人影が見えない状態になった。そこで甲は、コンクリートに打ち込むのに使用する建設用びょう1本(長さ約8センチメートル、軸径約6.4ミリメートル)を装てんして携帯していた、建設用びょう打銃の銃身部分を改造した手製装薬銃(以下、改造建設用びょう打銃)1丁を左手に構え、ハンマーを右手に持って、A巡査の背後1メートルに接近し、同巡査の右肩部付近を狙い、ハンマーで改造建設用びょう打銃の撃針部分を叩いて、びょうを1本発射し、同巡査の反抗を抑圧したうえ拳銃1丁を強取しようとした。

甲が発射したびょうはA巡査の右側胸部を貫通し、路地を超えて、たまたまA巡査の約45メートル右前方、Oデパート分館裏の歩道上を歩行していた通行人Bの背部にも命中し、Bの腹部をも貫通した。これにより、A巡査は右側胸部貫通銃創の傷害(全治5週間)を負い、また、Bは右腎臓の摘出および肝臓損傷を伴う腹部貫通銃創の傷害(全治2か月)を負った。なお本件びょうはA巡査に命中したものの、A巡査の反抗を抑圧するには至らず、射殺または逮捕されるのを恐れた甲は犯行後すぐに現場から逃走したため拳銃強取の目的は遂げなかった。

甲の行為の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和53年7月28日第三小法廷判決